

て取由を認めず

十銭をマツルが此の組合を解散するに當りてマツル

(二) 會の解散ハ従業員一人ニ課シ會解散後五十員従業員冊を二

(一) 會の役員會費當に五員をマツルが此の冊をマツル

マツル取由を認む

五十員従業員冊を二十員に減額すルが此の冊をマツルが此の冊をマツル

冊をマツルが此の冊をマツルが此の冊をマツルが此の冊をマツル

會解散ハ全同外ハ解散するに當り會解散後五十員従業員冊を二

解散後五十員従業員冊を二

解散後五十員従業員冊を二

解散後五十員従業員冊を二

解散後五十員従業員冊を二

解散後五十員従業員冊を二

解散後五十員従業員冊を二

財団法人協同會大阪支所

儲我々電池部淀惠會員ハ我々ノ共濟機關デアリ且ツ慰安機關デアル所ノ淀惠會ヲ解散スルト云フ以上ハ如何ニモ止ムヲ得ズ賛成スルケレドモ殘金

分配方法ニ對シテハ絶對ニ反對スル

何トナレバ

(一) 淀惠會ノ如キ勞資協調機關ニ對シテ勞資双方ヨリ同數ノ委員ヲ選出シテ總テノ事件ヲ協議決定スルガ當然デアリ又何レノ會社ニ於テモカカル機關ニ對シテハ双方同數ノ委員ヲ出シテ居ル從ツテ萬事圓滿ニ行クケレドモ淀惠會ノ如キハ全然コレニ反シ會社側ガ八名従業員側ガ二名ト言フ間違モ甚シイ組織ニナツテキルサレバ何事ニヨラズ従業員ノ主張ハ一ツトシテ通過シタ事ガナイ故ニ常ニ仕組ンデ置キナガラゴタゴタスルカラ解散スルト云フ以上<sup>其</sup>責任ハ當然アル

(二) 成程淀惠會ノ成立及會計基礎ハ會社五十員従業員二十員ノ